



平成22年(2010年)  
1/20  
第1212号

発行：小平市  
編集：企画政策部  
自治基本条例担当  
〒187-8701  
小平市小川町二丁目  
1333番地  
☎042(341)  
1211(代表)

# 市報 こだいら

## 自治基本条例 特集号

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp)

# 小平市自治基本条例を制定しました

地方分権が推進される中で、市において、地域の課題を地域で考える「自己決定」と「自己責任」に基づいた市政運営が求められています。また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより社会環境は大きく変化し、これまでの市政のあり方では、さまざまな課題に対応することが難しくなっています。

こうした時代背景を踏まえて、市では、市民をはじめ、多様な主体が担い手となり、地域の課題に取り組んでいく市政の仕組みが必要と考え、平成18年度から自治に関する基本的な原理やルールを定めた自治基本条例づくりに取り組んできました。

小平市自治基本条例は、平成21年12月の市議会定例会で可決され、同月22日から施行されました。この条例には、市における自治の基本理念や、自治の担い手の権利、責務、さらには市政運営の仕組みなどが定められています。今後、この条例を市民・市議会・執行機関が共有し、活用することで、よりいっそうの市民自治のまちづくりを進めていきます。



## 参加と協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます

### 条例の内容

条例は、前文ならびに11の章、39の条文で構成されています。市の自治に関して、基本となる考え方、自治の担い手である市民・市議会・執行機関の役割、参加・協働のあり方、コミュニティ活動、市民投票制度などについて定めています。

この条例の目的は、情報共有を進め、市政運営に参加する機会を拡充し、コミュニティ活動を促進していくことなどにより、多くの市民が今まで以上に多様な方法で地域のさまざまな課題解決にかかわり、みずからの経験や能力を発揮し、生かすことができる市民自治のまちづくりを進めていくことです。

### 今後の取り組み

市では、よりいっそうの参加、協働、コミュニティ活動の推進に取り組んでいきます。また、市民の皆さんにこの条例を生かしていただけるよう、自治基本条例フォーラムの開催や、条例をわかりやすく解説した逐条解説の発行などを通じて、条例の趣旨の周知を図っていきます。

※条例案の検討過程は、市政資料コーナー（市役所1階）、小平市ホームページでご覧になれます。

### 市民の会議による条例案の検討

市では、条例案の検討に当たり、市民がみずからの取り組みとして進めていくという制定基本方針を定め、公募の市民による「自治基本条例をつくる市民の会議」（市民の会議）の条例案の検討を支援してきました。



広報用ポスター

市民の会議では、160回に及ぶ会議を重ね、広報用ポスターや自治基本条例だよりの作成・配布などの広報活動を積極的に行うとともに、市民意見交換会やフォーラムなどを開催し、多くの市民の声を聴いて条例案を策定し、市長に提出しました。

市では、検討過程において、市民の会議への情報提供や意見調整を行い、条例案の提出を受けて、議案として市議会に提出しました。



「小平市自治基本条例案」提出式

## 制定記念 フォーラムを 開催

自治基本条例の施行にあわせて、条例に関する理解を深めるために開催します。

- とき 3月20日(土) 午後7時～9時
- ところ 中央公民館ホール
- 費用 無料
- 定員 100人
- 内容 基調講演、パネルディスカッション
- 講師 辻山幸宣さん(財地方自治総合研究所所長)
- 申込み 当日、会場へ(先着順)

私にとって、公約の中心の一つでありました「自治基本条例」が形になったことについて、大きな喜びを感じております。

この自治基本条例案は、平成18年8月に、市の呼びかけにより集まった61人の市民の皆様が、小平市の自治をどう進めていくかという自分たちのまちのルールづくりのために、160回に及ぶ会議や、2度に渡る市民意見交換会を実施し、熟議の中でまとめられた集大成です。その熱意に対しまして、あらためてお礼を申し上げます。

市議会におきましても、特別委員会を設置していただき、19回に及ぶ長丁場の熱心な議論を経て、昨年12月の定例会において賛成多数で可決となりました。

市民が自治の担い手であるという自覚と責任を持ち、市政運営に参加していただくことが、私の目指すビジョンであります。

今後いっそう、新しい公共の領域は広がってまいります。地域課題の解決には、多様な担い手を育成・支援し、市民自治のまちづくりを進めていくことが大切であると考えております。

その基本的な理念となるのが、今回制定いたしました自治基本条例であります。市政運営が、市民の力なしでは成り立たないこれらの時代、小平市にとって理想を現実のものとしていくためのツールとして、自治基本条例を大いに活用していきたいと考えております。今後は、できるだけ多くの皆さんにこの条例を理解していただき、皆様の生活の中に生かしていただきたいと思いますところであり、希望するところ



小平市自治基本条例の  
施行にあたって  
小平市長  
小林 正則